

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部 住宅課
委託業務番号	令和4年度 長住委第2号
委託業務名称	市営住宅北新団地エレベーター保守点検業務委託
委託業務場所	長浜市神照町860番地24
業務の概要	市営住宅北新団地エレベーター保守点検業務委託 遠隔監視:随時(24時間) 定期保守点検:1回/3カ月 機能維持:損耗・劣化による機器等の修理・交換 緊急時対応
履行期間	令和4年6月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年6月1日
契約額(税込)	726,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 京都市下京区四条通高倉西入立売西町82番地 [商号又は名称] フジテック株式会社京滋支店 支店長 山口 治徳
契約相手方の選定理由	契約規則第27条第1項第1号を適用 市営住宅北新団地のエレベーターの遠隔監視点検機能进行操作できるのは、メーカーの保守部門のみのため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>